

『市民自治組織活動補助金について』

1) 補助金趣旨について

市民自治組織の健全な育成を図ることを目的として、市民自治組織が実施する活動に要した経費の一部を自治会等に対して補助するものです。

この補助金は、自治会等の活動費として、自治会等に対して支払われるもので、自治会等長としての個人的な報酬ではありません。

補助金は必ず自治会等の銀行口座に繰り入れ、定例総会などで市民自治組織活動補助金として、市から収入があったことを会員の皆さんに必ず報告してください。

2) 補助金概要について

- ① 補助対象経費：市民自治組織が実施する活動に要する経費
(※自治会等会員が自ら実施する活動)

ただし、次の経費は補助対象外とする。

- ① 会議に係る食事代及び1人当たり1回につき180円を超える茶菓代
- ② 懇親会費
- ③ 人件費及び賃金
- ④ 交際費及び慶弔費
- ⑤ 会員に対する報酬、謝礼等
- ⑥ 市民自治組織が所有する資産等に係る経費
- ⑦ 別に補助を受けている団体に対する補助金等
- ⑧ 他の制度により市からの補助等の収入がある経費
- ⑨ 政治・宗教活動に係る経費
- ⑩ その他市長が自己資金で支出することが適当と認める経費

- ① 補助金額・限度額

〈上限額〉 4月1日現在の会員世帯数×850円

※ 市民自治組織会員世帯数報告書に記載した4月1日現在の会員世帯数です。
年度途中で会員世帯数が増減した場合であっても変更はありません。

注) 補助金実績報告書の提出の際(翌年1月中旬以降)の補助対象経費を確認する資料として、[領収書]の保管をお願いします。

領収書については、実績報告時に持参していただき、その場で確認いたします。

なお、一部の自治会等については実績報告時に提出をお願いします。

★補助対象とならない経費事例

【①会議に係る食事代及び1人当たり1回につき180円を超える茶菓代】

会議での食事代、会議での1人当たり1回につき180円以上の茶菓代

※会議での茶菓代は180円までは補助対象ですが180円を超える額は補助対象外となります。

【②懇親会費】

飲食のみを目的とした懇親会費（例：忘年会・新年会・懇親会）

※活動の一部で、飲食をする場合は補助対象となります。（例：夏祭り・餅つき大会・レクリエーション大会・クリスマス大会・スポーツ大会の経費等）

いずれも飲酒を目的とするアルコール類の購入は対象外です。

【③人件費、賃金】

市民自治組織で臨時雇いをした場合の人件費・賃金など

【④交際費、慶弔費】

近隣自治会等・学校等の会費・交際費、会員等に対する慶弔費（例：入・卒業祝い、祝電、敬老祝い等の祝い金や記念品など）

【⑤会員に対する報酬、謝礼等】

自治会等長、役員等への報酬、通信費、謝礼品など

【⑥市民自治組織が所有する資産等に係る経費】

土地や集会所などの維持管理費（光熱水費・電話料金・火災保険料など）・集会所設置の設備（エアコン・冷蔵庫・ガステーブルなど）

【⑦別に市から補助を受けている団体に対する補助金等】

別に補助金等を受けている団体やサークル等への補助金（高齢者クラブ、社会福祉協議会、消防団など）

【⑧他の制度により市からの補助等の収入がある経費】

防犯灯助成金を受けた経費・街区公園等管理委託を受けた経費など

【⑨政治・宗教活動に係る経費】

神社等に奉納する会費や玉串料・お札代など

【⑩その他市長が自己資金で支出することが適当と認める経費】

寄付金・募金・義援金など

※領収書で確認できない支出は、原則として補助対象外となります。但し、交通費等、領収書が発行されない支出は、任意様式により、自治会等長の証明（署名・捺印）がある場合に限り認めます。

なお、交通費については、目的地までの経路がわかる書類を添付してください。

【例】公共交通機関の場合・・・目的地までの最低運賃

自家用車の場合・・・目的地までの最短距離で1キロ20円として対象

■補助対象経費・補助対象外経費の区分例

原則として自治会等会員が自ら実施する活動が補助対象となります。

区 分	補助対象経費 ○	補助対象外経費 ×
事務 消耗品費	・活動費の中で事務に係る経費及び消耗品費 例：印刷・コピー代、インク代、コピー用紙、ポスター用紙、ボールペンなど	
会議費	・役員会などの会議に係る経費 例：補助上限額以下のお茶代、茶菓代 施設使用料、新型コロナウイルス感染症対策に係る経費など	会議に係る食事代（弁当を含む） 会議に係る 1 人当たり 1 回につき 1 8 0 円を超える茶菓代
事業・ 行事費	・活動費の中で事業、行事等に係る経費 例：原材料費・行事保険等 ・会員の親睦を深める行事 例：夏祭り・餅つき大会・スポーツ大会・クリスマス会の経費 ・ <u>地域の年中行事のうち、自治組織等が直接実施するもの</u> 例：（自治会等主催の）御歩射など	他の制度によって補助を受けている経費 飲食のみを目的とする懇親会費（忘年会・新年会・懇親会等） 飲酒を目的とするアルコール類の購入 会員に対する謝礼、行事終了後の反省会に要する経費 自治組織等が主催でない祭礼など 金券や商品券などの換金性の高いものに係る経費
防災活動費	・防災活動などの経費 例：防災訓練時の非常食 ・市が設置または法の定めにより設置が義務付けられている設備に係る経費 例：防災無線・防火水槽地代、消火器・火災報知機設置	防災資機材等の交付など、他の制度により、補助を受けている経費 防災用品の備蓄に係る経費 ※防災訓練などの活動時に使用・啓発するための物であれば補助対象。
防犯活動費	・防犯活動に係る経費 例：防犯パトロール腕章・ベスト・誘導灯 例外で認めているもの：防犯灯の修繕に係る経費	他の制度によって補助を受けている経費
環境活動費	・定期的な地区内清掃、ゴミ集積所の清掃など環境活動に係る経費 例：除草剤・草払い機の燃料代 ※自治組織の役員・会員自ら活動した際の経費	公園の管理など他の制度によって補助金等の対価を受けている活動に要する経費 環境活動に係る業務を業者等に委託した経費
広報活動費	・広報活動に係る経費 例：定期的に発行している自治会等会報誌など	
備品購入費	・自治会等活動の中で備品購入に係る経費 例：イス、テーブル、テント、発電機、ノートパソコン、卓上プリンター、ラジカセ、草刈り機、車いす、台車などの活動用備品	集会所設置の備品など資産に係る経費 例：エアコン、テレビ、冷蔵庫、ガステーブル、電子レンジ、デスクトップ型パソコン、靴箱、ロッカー、ダストボックス、掲示板など（全ての設置工事・修繕工事）
そ の 他	・他団体等への補助金・負担金等の支出 例：子ども会への補助 自主防災組織への補助 ※他団体が同一地区内で活動を実施していること、また、自治会等と事業を共催で実施していることが必要です。 例外で認めているもの： 白井市自治連合会分担金 白井市自治連合会視察分担金	高齢者クラブ・消防団等、 <u>市が補助を実施している団体への補助</u> 政治・宗教等を目的とする団体への補助 義援金・寄付金 私道等の工事 自治会館の火災保険 団体等の会費 ●●小学校区分担金